

議案第20号

志摩市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

志摩市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和7年2月26日 提出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

志摩市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成16年志摩市条例第137号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第15条) を
第5章 補則(第16条) 」

「第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第15条)
第5章 志摩市災害弔慰金等支給審査委員会(第16条) に改める。
第6章 補則(第17条) 」

第16条を第17条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 志摩市災害弔慰金等支給審査委員会
(志摩市災害弔慰金等支給審査委員会の設置)

第16条 市の災害弔慰金及び災害障害見舞金(以下「災害弔慰金等」という。)の支給に関する事項を調査審議するため、法第18条の規定に基づき、志摩市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 前項に規定する委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定め

る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。